

令和 年 月 日

保護者各位

治癒証明について

組 園児氏名

下記の場合、学校感染症であって他の乳幼児に感染するおそれがある間は、登園停止の対象となります。医師の診察を受けて、登園を始める際には下記の「治癒証明書」を当園へ提出してください。

学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準

	対象疾患	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） 百日咳 麻しん（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん（三日はしか） 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで すべての発疹が消失するまで 発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	*第2種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者についての機関の基準は、上記のとおりとする。 ただし、症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿瘍疹）	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで 出席停止ではないが症状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで

----- 切り取り線 -----

主治医様

お手数をおかけしますが園健康管理の指導上必要のため、証明をお願いします。

治癒証明書園児氏名

上記園児の_____は治癒したことを証明します。

真庭市立落合こども園 園長 様

令和 年 月 日

医師氏名

印